表6 都道府県別の1回の病気休暇の上限期間の状況(平成27年4月1日現在)

(単位:団体)

	都道	存退	指定		市区	町村	会	(単位:団体) 合計 国と異なる		
都道府県名	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	国と同じ	国と異なる	国と異なる 団体の割合	
北海道	1		1		110	68	112	68	37.8%	
青森県	1				40		41		=	
岩手県	1				33		34		=	
宮城県	1		1		34		36		_	
秋田県	1				8	17	9	17	65. 4%	
山形県	1				35		36			
福島県	1				59		60		=	
茨城県	1				34	10	35	10	22. 2%	
栃木県	1				25		26		_	
群馬県		1			35		35	1	2. 8%	
埼玉県	1		1		61	1	63	1	1. 6%	
千葉県		1	1		41	12	42	13	23. 6%	
東京都		1			45	17	45	18	28. 6%	
神奈川県	1		2	1	30		33	1	2. 9%	
新潟県		1		1	27	2	27	4	12. 9%	
富山県	1			-	15		16			
石川県	1				19		20		_	
福井県	1				17		18		_	
山梨県	1				19	8	20	8	28.6%	
長野県	1				77		78			
岐阜県	1				42		43		_	
静岡県	1		2		24	9	27	9	25. 0%	
愛知県	1			1	53	Ü	54	1	1.8%	
三重県	1	1		-	28	1	28	2	6. 7%	
滋賀県	1	1			18	1	19	1	5. 0%	
京都府	1			1	16	9	17	10	37. 0%	
大阪府	1	1		2	33	8	33	11	25. 0%	
兵庫県	1	_		1	29	11	30	12	28.6%	
奈良県	1				39	- 11	40	12		
和歌山県	1				30		31			
鳥取県	1				18	1	19	1	5. 0%	
島根県	1				17	2	18	2	10.0%	
岡山県	1		1		26		28		-	
広島県	1		1	1	12	10	13	11	45. 8%	
山口県	1	1			16	3	16		20.0%	
徳島県	1	1			20	4	21	4	16.0%	
香川県	1				7	10	8	10	55. 6%	
愛媛県	1				20	10	21	10	-	
高知県	1				32	2	33	2	5. 7%	
福岡県	1		1	1	50	8	52	9	14. 8%	
佐賀県	1		1	1	20	0	21	, J		
長崎県	1				21		22		_	
熊本県	1		1		44		46		_	
大分県	1		1		3	15	40	15	78.9%	
宮崎県	1				26	10	27	10	10.3/0	
鹿児島県	1				43		44		_	
沖縄県	1				41		42		_	
	40	7	11	9		229	1,543	245	13. 7%	
合計	(85. 1%)	(14. 9%)	(55.0%)	(45. 0%)	(86. 7%)	(13. 3%)	(86. 3%)	(13. 7%)	13. 770	
(沪) 1	(85.1%)		(55.0%)			(13.3%) 文/出/短田·				

⁽注) 1 病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の 上限期間の特例については考慮していない。

² 国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっている。

^{3 ()}内は、団体区分中の割合である。

^{4 「}国と異なる」団体には、上限期間を「必要最小限度の期間」(国の改正前の制度と同じ)等としている団体を含む。